

## たましんインターネット外貨預金規定

この規定は、たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）「以下、「本サービス」といいます。」の外貨預金取引における「たましんインターネット外貨預金」（以下「外貨預金」といいます。）に適用します。

### 第1条（利用申し込み）

- ①「たましんパーソナルダイレクトサービス申込書」によるお申し込みが必要となります。なお、お客さまの状況等を鑑み、本申込をお断りする場合もございます。
- ②お申込み受付後所定の営業日以後、本サービス取引画面上にて「外貨利用申込」が必要となります。
- ③外貨利用申込の翌々営業日以降に外貨預金の取引項目が表示され、新約・入出金が利用可能になります。
- ④外貨預金のお届け印は、代表口座のお届け印と共通とさせていただきます。なお、代表口座は本サービスの入出金の基本口座のことを指します。

### 第2条（預金の種類）

- ①インターネット外貨定期預金（以下「外貨定期預金」といいます。）の新規契約（以下「新約」といいます。）および解約予約。
- ②インターネット外貨普通預金（以下「外貨普通預金」といいます。）の新約および入出金。なお、解約はお取り扱いできませんので店頭にてお願いいたします。

### 第3条（預金の預入れ）

1. この預金は、たましんパーソナルダイレクトご利用規定に基づき、当金庫本支店に所定の預金口座を開設している20歳以上74歳以下の個人のお客さまに限り、預入れができます。
2. この預金の預入期間は、当金庫所定の期間に限ります。預入期間は当金庫ホームページに掲載します。
3. この預金の預入通貨は、当金庫所定の通貨とします。通貨種類は当金庫ホームページに掲載します。
4. この預金の預入方法は、たましんパーソナルダイレクトサービスにあらかじめ登録されたサービス利用口座（代表口座を含みます。）からの振替に限ります。当金庫本支店の窓口では取扱いません。
5. この預金の適用相場は、本サービス所定の預入相場を適用いたします。
6. この預金の預入額は、当金庫所定の金額以上、当金庫所定の金額以下とします。預入金額は当金庫ホームページに掲載します。

## 第4条（預入日と適用相場）

### 1. 即時取引

公表相場 10 時～15 時までに受付した取引は、「即時取引」として依頼と同時に取引が成立いたします。外貨普通預金口座から外貨定期預金を新約する場合には、「即時取引」の時間帯が 7 時～15 時までとなります。

### 2. 予約取引

当金庫営業日の 15 時～翌営業日の公表相場までの時間帯および当金庫休業日は「予約取引」として受付いたしますが、ご利用は本サービスの利用時間内までとなります。なお、当金庫営業日の 0 時～公表相場までに受付した予約取引は当日の公表相場を適用いたします。当金庫営業日の 15 時～24 時および当金庫休業日に受付した予約取引は翌営業日の公表相場を適用いたします。

## 第5条（通帳・証書等の発行・取引明細の確認）

①通帳・証書および取引計算書・取引照合表を発行しません。

②残高、約定利率、預入期間、満期日等の取引明細等は、外貨定期預金口座照会または外貨取引状況照会にてご確認ください。

## 第6条（外貨定期預金の自動継続）

1. 外貨定期預金の満期日のお取扱は自動継続方式（元利金継続）となります。

2. 外貨定期預金の継続後応答日が当金庫休業日となるときには翌営業日を満期日としますが、翌営業日が翌月となる場合には、応答日の前営業日を満期日とします。

## 第7条（預金の払出し・解約）

1. 外貨定期預金は満期日の 2 営業日前 15 時までに本サービスにより解約予約をすることで満期日に円貨口座または外貨普通預金口座に払戻しいたします（外貨現金のお取扱はできません）。円預金口座を指定した場合には、元金および利息は代表口座へ入金します。また外貨普通預金口座を指定した場合には、元金および利息は同一通貨の外貨普通預金口座へ入金します。

2. 外貨定期預金の解約予約を取消しする場合には、2 営業日前 15 時までに本サービスの外貨予約取消により取消することができます。

3. 円貨にて払い戻しされる場合、本サービス所定の払出相場を適用いたします。

4. 外貨定期預金を外貨にて払い戻しされる場合、外貨普通預金口座へ入金します。なお、外貨普通預金を利用するためには、本サービスにて事前に外貨普通預金の新約手続後に口座追加のお申込が必要となります。また、外貨普通預金を開設済の場合は口座追加のお申込が必要となります。

5. 外貨定期預金は、原則として当金庫本支店店頭での解約は行いません。ただし、満期日当日解約、中途解約等の本サービス対象外のお取引をご希望の際、当金庫が止むを得ないと認めた場合には、金庫所定の払戻請求書に代表口座の届出印章により署名押印して、本サービスの「外貨取引状況照会」で取得した定期預

金明細と本人確認書類（運転免許証等）とともに代表口座のお取引店へ提出していただくことによりお取扱いたします。

## 第8条（利息）

### 1. 外貨定期預金

①お預入金額・期間に応じて決定し、預入時に適用した金利を満期日まで適用します。この外貨定期預金の残高、約定利率、預入期間、満期日等の取引明細等は、本サービスの外貨定期口座照会または外貨取引状況表照会によりご確認ください。

②付利単位は1米セント単位とし、1年を360日とする日割で計算します。

③自動継続後の金利は、継続日当日の当金庫所定の金利が適用されます。

④当金庫が止むを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日または前回継続日以降解約日前日までの金利は、解約日における外貨普通預金利率となります。

### 2. 外貨普通預金

①この預金の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に当金庫所定の利率、付利単位によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

②付利単位は1米セント単位とし、1年を365日とする日割で計算します。

## 第9条（本サービスまたは代表口座の解約）

本サービスまたは代表口座を解約する際に、外貨預金のお取引がある場合は、すべて解約扱いとさせていただきますので、事前に所定の方法により解約を行ってください。

## 第10条 譲渡、質入れの禁止

この預金は、譲渡または質入または担保とすることができません。

## 第11条（代表口座の届出印章の喪失）

①外貨預金のお届印は代表口座のお届印と共通とさせていただきます。

②代表口座の届出印章を失ったときは、直ちに書面によって代表口座のお取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

③印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

## 第 1 2 条 (印鑑照合)

解約届、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

## 第 1 3 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

2. 第 1 項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に代表口座の届出印章を押印して、本サービスの「外貨取引状況照会」で取得した定期預金明細を通知と同時に、当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

③第 2 号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第 2 号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫が負担するものとします。

4. 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 第 1 項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 第 1 4 条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、本サービスご利用規定・当金庫の各種預金規定により取り扱います。

## 第15条（規定の変更）

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、予め、店頭または当金庫ホームページ等に規定を変更する旨および変更内容・変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)